政　令

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年十月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第七十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条に次の二号を加える。

二十七	交流電動機（籠形三相誘導電動機に限り、防爆型のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）	千五百台
二十八	エル・イー・ディー・ランプ（定格電圧が五〇ボルト以下のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）	二万五千個

第二十二条の表に次のように加える。

二十七	交流電動機	――
二十八	エル・イー・ディー・ランプ	――

附　則

この政令は、平成二十五年十一月一日から施行する。

経済産業大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣　安倍　晋三